

国家保健医療情報化関連の今後の政策方向

チェキョンイル 保健福祉部 保健医療情報化チーム長



1. はじめに

最近情報通信技術 (ICT) の発展は工学技術との融合を越えてサービス産業との融合で新しい先端産業を胎動させており、新しい価値を新たにつくっている。

特に保健医療と ICT の融合は国民保健及び産業的側面の両方で未来成長を導くことが期待されている。保健医療情報分野の発展を通じて医療のパラダイムは治療中心で健康の予防及び管理に拡がって健康寿命を高めて高付加価値の新しい成長動力産業として未来分野を創出することに注目を集めている。

保健医療情報化市場は倦まず弛まず成長して海外市場でもブルーオーシャンに浮かび上がっている分野で、外国の場合、国家的次元で戦略的に情報化を推進している。医療市場拡大及び医療費増加に対する対応策で患者記録が医療機関間交流される医療情報ネットワーク (EHR) 構築は推進中である。とくにアメリカでは 2009 年経済回生法案で医療情報ネットワーク構築のために 192 億ドル (約 20 兆ウォン) の投資計画が発表されている。これに比べて我が国の保健医療情報化の水準はよちよち歩きの段階で医療機関内部の情報化の過程にとどまっている実情であり、今後持続的に発展させて行くためには多様な課題が存在している。

2. わが国の保健医療情報化現況

医療機関の情報システムは早い速度に構築されているが医療機関ごとに用語や書式、機能などを独自に開発して運営している。これにより基本的な医療用語さえすべて相違しており、医療機関情報の相互の互換は難しい実情である。相互互換性は情報連携、融合サービス生成など今後の保健医療-ICT 融合に障害物と作用して未来発展可能性を低下させている。保健医療情報化において標準化は最も重要な核心にもかかわらず、現在我が国は一番基本的な用語標準さえ存在しない状況である。大型病院すら共同の標準制定よりは個別開発または外国の標準を購入している実情である。保健福祉部はその間保健医療標準用語 (Korean Standard Terminology of Medicine, KOSTOM) など一部を開発したが、社会的合意不足などで国家標準には認証されることができない状態である。

病院の情報化は原価分析システム、人件費節減など経営効率化機能と医療過誤を見つけて事前予防機能を同時に果たすことができる。しかし現在は大型病院と中小病院間情報化格差が大きくて中小病院は財政負担によって情報化水準が低く経営支援が局限している一方、大型病院は

高度の情報化を通じて経営支援を越して医療水準向上まで果たしている。このような情報水準の格差は結局、中小病院と大型病院間の医療サービス水準格差を誘発することになり、深刻な大型病院集中現象をさらに深刻化させることになっている。

表1 医療機関情報化現況：2010年審評院調査結果

(単位：%)

区分	OCS	EMR	PACS	LIS	処方薬剤	健康検診
総合病院	93	66	96	78	72	76
病院	74	52	43	37	37	27

一方、個人情報法施行(’12.3.30.)で情報保護基盤は用意されたが医療の特殊性が考慮されないため、現場との乖離が発生している。個人情報保護法は医療情報を敏感情報と見做して診断及び治療に必要な情報収集を最小限で制限するが、家族など本人以外の情報も必要な医療の特性のため、法律遵守が困る側面がある。医療的特性を考慮する時必要な情報管理が制度的に充分でなく、これに対する補完が必要だという意見が提示されている。

3. 今後の政策方向

ガ. 韓国型保健医療情報標準の段階的開発及び拡散・普及

保健医療情報標準化は保健医療と係わるすべての資料を客観的で公信力ある約束された形態で定義することとして、標準化の対象は用語などのデータ標準と技術標準(装備、通信ネットワーク、プロトコル、インターフェース、保安など)、業務標準(EMR など医療情報化)などをすべて含む。保健医療-ICT 融合の発展基盤造成のためには標準化を通じる情報の相互互換性確保が非常に重要であり、特に用語に対する標準化は係わるすべての情報を一貫された方式で表現するようにすることとして一番基本的な要素と言える。国内保健医療環境に相応しい使用者中心の韓国型標準を開発して保健医療情報化の核心基盤要素である用語から国家標準の制定、これと並行して書式及び技術標準などを段階的に開発・普及して行く必要がある。

現在、韓国保健医療標準用語(KOSTOM)が開発されている状態で、診断、行為、検査など分野別に約25万の標準用語が開発されている。すでに開発されたKOSTOMの持続的検討及び補完などを通じて標準告示のための最終(案)を用意して行かなければならない。保健医療分野は多様な利害関係者が絡んでいる特性のため、社会的合意が何より重要なので分野別・職能別説明会及び公聴会などを通じて標準に対する広報、意見収斂及び共感を形成して行くのが何より重要である。利害当事者を対象に協議体などを構成して医学的側面及び現場適用などによる自問とともに社会的合意過程を通さなければならない。また保健医療参照用語(reference terminology、RT)開発などを通じて用語の定義・関係などを段階的に開発・提供することでCDSS2(clinical decision supporting system)など診療支援に活用されることができるよう支援する必要もある。

健康情報の電子的相互交流などのためには書式の標準化が必要なので標準型医療書式を開発

して行く予定である。診療依頼・回答書、検査依頼・結果返答書に対する標準書式を開発して保健医療関連各種法定報告書式、退院要約書など医療機関書式など活用優先順位によって段階的に開発して行く計画である。また医療機関及び医療サービス提供機関間の情報交流のために必要な送信標準及び技術標準ガイドラインも用意しなければならない。

標準の安定的管理・運営のためには標準を告示、管理することができる法的根拠が必要である。現在産業標準話法による国家標準(KS)告示根拠があるが、目的が異なっていて適時補完などの限界があつて福祉部長官が必要な標準を直接告示するように医療法施行規則改訂を通じて法的根拠を用意して行かなければならない。

保健医療情報標準(案)を用意した後、公共分野に公開して民間の自発的参加誘導を通じて標準を普及・拡散して行く必要がある。公共分野の公開を通じて標準化した参照モデルを用意して標準活用に対する先導的役目を遂行する必要がある。公共分野にまず適用してみることで標準に対する検討及び補完を通じて現場の適用可能性及び水溶性を高めて行くことができるだろう。また標準活用に対する認識向上などのために多様な広報及び教育などを実施する計画でポータルサイトなどの医学用語辞書に標準用語適用も推進する計画である。

4. 関連法・制度整備と医療機関間情報化格差解消及び質的水準向上誘導

医療の特殊性を考慮して健康情報を実質的に保護・強化することができる合理的制度も用意が必要である。社会的に許容可能な医療情報の共有・交流に対する範囲を規定して関連手続きを具体化して行かなければならない。また情報保護実態をモニタリング・評価して充分でない機関に対して管理することができる健康情報保護管理監督体系構築も並行しなければならない。

韓国型 EMRシステム認証基準の準備を通じて保健医療サービスに対する最小限の質的水準及び信頼性を確保する必要がある。民・官合同で国内保健医療環境に当たる韓国型 EMR 認証基準開発及び認証手続きなどを用意して認証制度の専門的・効率的運営管理のための支援体系も構築する必要がある。情報化水準が充分でない中小病院の財政負担緩和などのために医療情報システムの賃貸・活用及び健康情報を委託・管理基盤を用意して行かなければならない。医療情報システム上の・受託機関に対する認証基準及び遵守事項、医療関係者認証管理体系などを用意しなければならない。

4. 保健医療情報化の海外進出支援及び国際協力強化

我が国の保健医療-ICT 融合技術は世界的水準に達しており、世界市場での競争力を保有している。中東東南アジアなど発展途上国は保健医療情報化の大切さを認識して国家的次元での情報化推進が開始される時点である。このような機会を利用して輸出促進のための情報提供及びネットワーク構築、国際広報強化などを通じて民間保健医療情報システムの国外輸出活動を支援して行かなければならない。中東、東南アジアなどに対しては公共保健情報網、健康保険システムなどの技術移転を通じて国家的次元の保健医療情報管理システムを国外に進出させて行かなければならない。

一方、保健医療情報の国内標準は国際機関(WHO、ISO など)との協力体系構築で国際的位相を強化して標準化の先進化基盤も用意して行かなければならない。WHO-FIC3) 協力センター誘致

(’12.12.)をきっかけで国際保健医療標準機関との MOU 締結などを通じて国際的協力体系をより強化して行く方針である。他国の WHO-FIC 協力センターとの国際協力での保健医療標準用語制・改訂ノーハウを交換する一方、国際的技術標準を管掌する ISO、TC215、IHE、HL7 等4と有機的な協力関係も形成して行くだろう。

4. 継続可能な支援・管理体系構築

保健医療情報化育成のためには政府の制度改善及びサービスモデル開発など戦略的接近が必要で国家的支援体系構築が重要である。医療系、産業界、市民団体などが参加する委員会を構成・運営して保健医療情報化に対する社会的合意を導出しなければならない。これを土台で保健医療情報化に対する中長期計画を樹立して発展戦略を提示して行かなければならない。また国家的次元で保健医療情報化関連研究開発に対する中長期総合計画を樹立して予算支援も拡大して行かなければならない。また標準化などを含んだ保健医療情報化に関して我が国は専門人材が多くない状況でこの分野は長期間、専門知識と経験の蓄積が必要な分野なので安全的な運営のために、この分野ではは人材養成も何より重要である。

4. おわりに

保健医療と情報通信技術 (ICT) の融合は国民保健的側面と産業的側面で潜在的な未来価値を保有している。医療系と産業界が良質の保健医療提供と健全な発展のために積極的に技術を開発して多様なサービスを生産する環境を造成するように政府は関連制度基盤を整備して行く。このために国家保健医療情報化は重要な政策課題で持続的な関心と体系的支援が裏付されたら国際的競争力を取り揃えた保健医療体系を構築するのに寄与するだろう。今後この分野に対する国家的な育成支援を通じて我が国の保健医療サービスが需要者との融合サービスで発展し、どこにあっても便利な保健医療環境を造成する一方、適正費用で高效率のサービスが提供されるように努力して行く計画である。